

理 由 書

本区域は、清らかな相模川の流れや大山・丹沢山を始めとする美しい山並みなど、みどり豊かな自然環境と交通の利便性に恵まれ、県央の拠点都市として発展しております。

このような特色を活かしながら、次の諸点を基本方向として、計画的な都市づくりを目指しているものです。

- 1 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる“人にやさしい都市”
- 2 誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”
- 3 豊かな自然と調和した“環境にやさしい都市”
- 4 産業の成長や活性化を支える“にぎわいと活力ある都市”
- 5 県央の広域拠点都市として“ヒトやモノが活発に交流する都市”

本区域における以上のような都市の将来像について、令和2年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び令和17年を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。